

石川県立錦城学園環境行動計画

平成21年11月27日

■取組方針

石川県立錦城学園は、家庭や地域において生活することが困難な知的障害者・児のための入所施設として開設しています。施設は児童を対象とする知的障害児施設と成人を対象とする知的障害者更生施設で構成されています。

当施設において支援活動を行ってしていくうえで、環境保全が重要課題の一つであることを認識し、職員一人ひとりが強い意識を持って取り組むことは大変重要なことであると考えます。また、公的機関として、民間企業や県民に対して率先し、模範となるよう行動する使命を背負っているものと認識しております。

このため、私たちは、当施設の活動が環境負荷へ及ぼす影響を少なくするため、以下の行動に取り組みます。

- ① 事業活動の中で省エネルギー化・省資源化（紙の節約）を進め、二酸化炭素の排出量を抑制します。
- ② 事務用品の購入にあたっては、積極的にグリーン製品を採用します。
- ③ 資源（用紙）のリサイクルを進め、有効利用を図ります。
- ④ 施設内に緑を増やし、環境保全に努めていきます。

この方針に基づいて、職員一人ひとりが自主的に環境保全活動に取り組むために、取組方針と取組目標及び具体的な取組内容を全職員に周知します。

平成21年11月27日

石川県立錦城学園

園長 板坂 武則

3 環境負荷低減の取組

当施設では、事業活動に伴う環境負荷を削減するための取組目標を掲げ、目標を達成するための具体的な取組を設定して取り組むこととしています。設定した取組目標と具体的な取組項目は、次の通りです。

目標—1	<p>二酸化炭素の排出量を、平成20年度（約 645,140 kg-CO₂）を基準として（※）平成22年度までに約5%削減、612,883（kg-CO₂）以下に削減する。</p> <p>※平成18年度から順次改築工事がすすみ、平成20年度に建物全てが完成したため、平成20年度を基準とした。</p>
具体的な取組	<p>（事務所での取組）</p> <ol style="list-style-type: none">① 冷房温度（28度）と暖房温度（20度）を厳守する② 昼休みの消灯、パソコン・コピー機の電源OFFを徹底する③ 人のいないエリアの消灯を徹底する③ パソコン・コピー機の節電機能を活用する④ ボイラーの循環水の温度を適切に設定する⑤ 照明器具の省エネ化を進める⑥ グリーンカーテンを設置し、冷房使用を減らす。 <p>（公用車使用に関する取組）</p> <ol style="list-style-type: none">① エコドライブ講習会に参加し、運転の際意識的に実践する② 車両運転開始時点検を行う③ 会議・打ち合わせなどの計画を事前に集約し、効率的な公用車使用に努め、乗り合わせを徹底する。

目標—2	「焼却又は埋め立て廃棄物」の排出量を把握しつつ漸減に努めていく
具体的な取組	<ol style="list-style-type: none">① シュレッダーの使用は機密書類に限定する② 重要な書類は直接製紙工場に持ち込み、自身で溶解する③ 使用済みインクカートリッジはリサイクル業者に回収してもらう④ 詰め替え可能な製品を優先的に購入する⑤ 封筒、ファイル、フォルダーは繰り返し使用する

目標— 3	コピー用紙の使用量を、平成 18～20 年度の三カ年平均（ 831.25 kg）を基準として平成 22 年度までに 790 kg 以下に削減する。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 作成した資料やメール等で收受した資料はパソコン画面上での確認を徹底する ② 書類・資料の電子データ化を進め、メールでのやり取りを徹底する ③ 両面印刷、両面コピーを徹底する ④ 使用済み用紙の裏面を利用する ⑤ 施設のトイレ内に、トイレットペーパー節約の張り紙をする ⑥ 会議や講座等で配布する資料作成にあたっては、ある程度参加者数を予測して、印刷は必要最低限の部数に抑制する

目標— 4	<p>水の使用量を、平成 20 年度を（ 18,451 m³）を基準として平成 22 年度までに 17,528 m³以下に削減する。</p> <p>※平成 18 年度から順次改築工事がすすみ、平成 20 年度に建物全てが完成したため、平成 20 年度を基準とした。</p>
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の水使用に注意し、使用后、必ず蛇口を閉めるよう声を掛けていく ② 入浴時、利用者に、水を出しすぎないように注意していく ② 施設の洗面所に、水節約の張り紙をする

目標— 5	施設に緑を増やし、CO ₂ の削減に努めます。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ③ グリーンカーテンを設置し、冷房使用を減らしていきます。 ② 利用者と一緒にケナフを栽培していきます。

4 環境行動計画の実施体制

3に掲げる「環境負荷低減の取組」を推進するために、副園長（事務）を環境管理責任者とし、また責任者の下に環境推進員を置き、具体的な取組の実施状況を以下のとおりチェックします。

- ・「日常業務活動チェック表」に基づき、節電状況などについて推進員及び夜間勤務者が毎日確認、記入を行い、月単位で責任者のチェックを受けます。
- ・年間の電力、燃料などの使用量及びグリーン化製品の購入率を集計し、増減理由や達成率などを分析し、次年度以降の行動計画にどう反映させるか組織的に検討します。
- ・環境美化担当による施設内の日常的なミーティングを行っていきます。